

大切なお知らせです。保護者の方に必ず渡してください。

一部早期給付
(4～6月分)

新入生の保護者の皆様へ

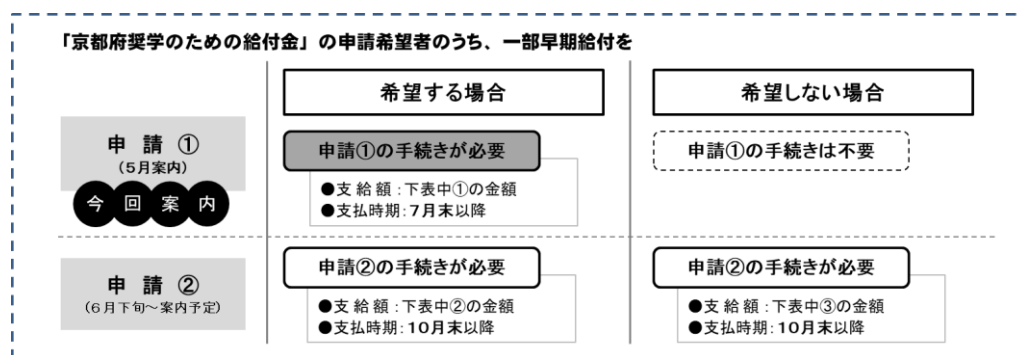
京都府奨学のための給付金のご案内

R7年度
概要版

- 授業料以外の教育費(教科書費、教材費、学用品費、通学用品費など)を支援する給付金制度です。

※授業料に充当される「高等学校等就学支援金」とは異なる制度です。希望者は別々の手続きが必要です。

- 返済する必要のない給付金です。
- 下記対象者のうち、一部早期給付を希望する場合は申請してください。
- 今回案内する一部早期給付は下表の申請①(給付年額1/4)についてのものです。下表の申請②(給付年額3/4)についても別途申請が必要です(①と②で異なる添付書類が必要)。
- 6月頃に「京都府奨学のための給付金(一部早期給付以外)」を案内しますので、一部早期給付を希望せず、7月1日以降に申請することも可能です(この場合、1回の手続きで給付額年額の申請が完了)。



◆ 一部早期給付の対象者 基準日(令和7年4月1日)現在

生活保護(生業扶助)受給世帯 又は 住民税所得割非課税世帯 の保護者 等
かつ、生徒が、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の対象者であること。

◆ 一部早期給付を希望する場合の申請について

国公立高校の生徒の保護者が京都府内にお住まいの場合は、在学する学校へ、申請書と添付書類を6月末までに提出していただきます。

添付書類は、生活保護(生業扶助)受給証明書 又は、住民税の課税(非課税)証明書 他
詳しい制度案内や申請書類は、速やかに在学する学校へ申し出て、お取り寄せください。

◆ 給付額(年額)について

世帯状況 (※全:全日制、定:定時制、通:通信制)	今回申請可	7/1～申請可	7/1～申請可
	①一部早期給付 (申請1回目) (年額の1/4)※	②一部早期給付 (申請2回目) (年額の3/4)※	③一部早期 給付以外 (年額)
生活保護(生業扶助)(全・定・通)	8,075円	24,225円	32,300円
住民税所得割非課税(全・定)	35,925円	107,775円	143,700円
住民税所得割非課税(通)	12,625円	37,875円	50,500円

※①を申請した場合は必ず②も申請が必要。ただし、令和7年度住民税所得割額が課税の場合、②は対象外

◆ 問い合わせ先 (※私立高校分は京都府文化生活的部文教課(075-414-4516)が所管しています。)

京都府立海洋高等学校 (電話0772-25-0331)

京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係 (電話075-414-5043)